

9. しごと・社会参加

(1) 職業相談等

ハローワーク常陸鹿嶋

障がいのある方のために、職業相談から就職後のアフターケアまでを一貫して行っています。

〒314-0031 鹿嶋市宮中 1995-1
tel 0299-83-2318 fax 0299-82-6028

茨城障害者職業センター

障がいのある方の職業能力の評価をはじめ、障がいの種類・程度に応じた職業相談・指導及びアフターケアを専門的・総合的に行っています。

〒309-1703 笠間市鯉淵 6528-66
tel 0296-77-7373 fax 0296-77-4752

障害者就業・生活支援センター

就職や、在職中に支援を必要とする障がいのある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施し、関係機関と連携しながら、就業生活の継続に向けた支援を行っています。

かしま障害者就業・生活支援センター「まつぼっくり」
〒314-0016 鹿嶋市国末 1539-1
tel 0299-82-6475 fax 0299-83-3261

(2) 職業訓練等

国立職業リハビリテーションセンター

身体障がい者の職業能力の判定から職業訓練、職業指導に至る総合的な職業リハビリテーションを行っています。

〒359-0042 埼玉県所沢市並木 4-2
tel 04-2995-1711 fax 04-2995-1052

- 対象者 次のすべてに該当する方
 - ・身体障害者手帳をお持ちの方
 - ・中学校卒業以上（科目によっては高卒程度以上）
 - ・就職の意思と能力を持ち、職業的自立が可能と認められる方
- 訓練科目 金属加工・精密加工・木材加工・化学・電気・情報・事務・服装手芸
- 訓練期間 6か月から1年（一定期間の期間延長あり）
- 費用 無料（食費等は自己負担）
- 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

障害者職業能力開発校

障がい者の能力に適した訓練を行い、必要な技能を習得させることにより就職を容易にし社会的自立を図ることを目的として、全国に19校設立されています。

- 対象
 - ・職業自立を目指す身体障がい者（障がい等の固定していない方、介護の必要のある方、重度視覚身体障がい者等は除く）
 - ・職業自立を目指す軽度の知的障がい者で通所できる方
- 訓練科目
 - ①身体障がい者：電子機器・経理事務・プログラミング・機械製図・トレース・洋裁ミシン縫製・製くつ・木工塗装・義肢装具等
 - ②知的障がい者：実務作業（機械加工・機器組立・縫製・塗装）
- 訓練期間 1年
- 費用 無料（食費等は自己負担）
- 問合せ先 ハローワーク常陸鹿嶋 tel 0299-83-2318 fax 0299-82-6028

職場適応訓練

障がい者の職場への適応を容易にするため、障がい者の能力に適した作業訓練を事業主に委託して実施し、訓練終了後は引き続き雇用してもらおうという制度です。

- 訓練期間 6か月（重度障がい者は1年）
※期間中、訓練生には訓練手当等、事業主には訓練費が支給されます。
- 問合せ先 ハローワーク常陸鹿嶋 tel 0299-83-2318 fax 0299-82-6028

(3) 雇用促進等

心身障害者雇用促進奨励金制度（市制度）

神栖市内に居住している心身障がい者の雇用の促進と職場への定着を図るため、公共職業安定所の紹介により、心身障がい者を雇用する事業主に対し、支払った賃金の一部を補助金として交付します。

- 対象者
神栖市の住民基本台帳に登録され、引き続き1年以上住所を有する心身障がい者を雇用し、かつ特定就職困難者雇用開発助成金の対象労働者を引き続き雇用している事業主
- 奨励金の額 賃金支払月額額の3分の1以内の額で月額 10,000円限度（障がい者1人当たり）
- 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

(4) 社会参加等

選挙

代理投票・点字投票・郵便による投票

各投票所では体の不自由な方、読み書きが十分にできない方のために、係員が投票の秘密を侵すことなく投票のお手伝いをします。目の不自由な方には点字による投票もあります。いずれも本人が投票所に行き係員に申し出てください。

また身体が不自由なため投票所へ行くことが困難な方は、事前に手続きをすることで自宅などで投票（郵便による不在者投票）ができる場合があります。詳細はお問い合わせください。

- 問合せ先
選挙管理委員会（総務課内）tel 0299-90-1125 fax 0299-90-1112